

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
飯南町	瀬戸2地区(瀬戸2集落)	令和3年3月25日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.82ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.61ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	5.37ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.37ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.23ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区内の認定農業者Bが中心となって集積しているが、これ以上の規模拡大は困難であるため、地区外から法人Aと認定農業者Cが入作をしている。 65歳以上の農業者が耕作する5.37haについては、新たな農地の受け手の確保が必要。(現在、法人設立を検討中)
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の農地利用は、現状どおり、地区内の認定農業者B、入作の法人A、認定農業者Cが現状を維持しつつ耕作を継続していく他、近い将来、規模拡大を検討している認定新規就農者Dにより対応していくが、地区で法人が設立された後は、基本的には新法人が農地を集積していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	法人A	水稲、そば	1.51 ha	水稲、そば	1.51 ha	瀬戸2
認農	認定農業者B	水稲、そば	5.16 ha	水稲、そば	5.16 ha	瀬戸2
認農	認定農業者C	水稲	1.11 ha	水稲	1.11 ha	瀬戸2
認就	認定新規就農者D	施設園芸	0.22 ha	施設園芸	0.45 ha	瀬戸2
計	4人		8.00 ha		8.22 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、8筆、14,912㎡となっている。
この8筆については、現在、機構を通じて法人Aへ貸し付けており、今後も継続して貸し付けていく意向がある。
認定新規就農者Dの規模拡大については現時点でハウスの増棟地が定まっておらず、検討中。

農地中間管理機構の活用方針

地区内の一部農家は、ほ場整備に併せた法人設立の意向があり、対象農地は原則として農地中間管理機構を通して新法人に集積し、将来の経営農地の集約化を目指していく。(地区内の意向が固まれば、重点実施地区として登録)

基盤整備への取組方針

一部農家については、将来的にほ場整備事業を実施し、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図る意向がある。

新規・特産化作物の導入方針

現在は、水稻やそばを中心に作付けしているが、農家所得の向上を視野に入れ、将来的には高収益作物(白ネギ)への転換を図っていく。

担い手育成の取組方針

現状、地区内、外からの担い手を確保できているが、全ての受託作業は受け入れられていないため、地区内で新たな担い手を育成する。一部農家から法人設立の話があがっている為、地区内で意向を確認しつつ、法人設立に向けて取り組んでいく。